

出演者の不祥事を理由とした助成金不交付決定が違法とされた事例（「宮本から君へ」事件）

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和3年6月21日

【事件番号】 令和1年（行ウ）第634号

【事件名】 助成金不交付決定処分取消請求事件（「宮本から君へ」事件）

【裁判結果】 認容

【参照法令】 独立行政法人日本芸術文化振興会法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱

【掲載誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25590309

慶應義塾大学教授 横大道 聡

事実の概要

1 独立行政法人日本芸術文化振興会法（以下、振興会法）3条の目的を達成するための事業として、日本芸術文化振興会Y₁は、様々な助成事業を行っている。それらの助成事業に対しては、補助金適正化法のほか、Y₁の理事長Y₂（処分行政庁）が定めた文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下、本件要綱）により、その支出等の適正化が図られている。

2 平成30年11月22日、映画製作会社Xは、映画「宮本から君へ」（以下、本件映画）について、平成31年度の文化芸術振興費補助金に係る助成金（映画製作への支援に係るもの。以下、本件助成金）の交付要望書をY₂に提出。Y₂は、本件要綱に基づき、芸術文化振興基金運営委員会（以下、基金運営委員会）の答申を踏まえて、平成31年3月29日付けで交付内定（以下、本件内定）をした（100万円）。本件内定の内容を受諾したXは、令和元年7月2日までに交付申請書をY₂に提出したが、Y₂は、令和元年7月10日付けで、本件助成金の不交付決定（以下、本件処分）をした。

3 本件処分の理由は、通知書によれば、「本助成対象活動である映画『宮本から君へ』には、麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業である助成金を交付することは、公益性の観点から、適当ではないため」であった。

なお、本件要綱には、交付内定後の取消し（全部または一部）についての規定が設けられている

が（6条1項、7条3項、8条3項）、公益性については、交付内定の取消事由として規定されていなかった。また、本件要綱には、交付内定の取消しによらずに交付申請に対して助成金の交付をしない旨の決定（不交付決定）をすることについて定めた規定は設けられていなかったが、Y₂はXに対して本件処分を行った。

4 この出演者（以下、本件出演者）は、本件内定前の平成31年3月12日、麻薬取締法違反の容疑で逮捕され（ただし、基金運営委員会に分野別に設けられた部会のひとつである映像芸術部会の劇映画専門委員会における検討は、逮捕前に行われていた）、本件内定後の令和元年6月18日に有罪判決の宣告（懲役1年6カ月、執行猶予3年）を受け、その後確定していた。また、出演者逮捕後の平成31年4月24日、映画の完成を確認するための試写が行われた際、Xは、Y₁担当者から本件映画の再編集等の予定の有無を尋ねられたが、費用やスケジュールなどから再編集等は予定しておらず、交付内定を辞退する意思もない旨の回答をしていた。

5 令和元年12月20日、Xは、Y₂のした本件処分は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法な処分であるとして、その取消しを求めて訴訟を提起した。

判決の判旨

請求認容。

1 振興会法及び本件要綱の趣旨

(1) 「芸術団体等の活動に対する援助等を行うことにより文化の振興等を図り芸術文化の向上に寄与するという振興会法の目的〔3条〕……を達成するためには、……適切な助成効果が得られるように配慮することが必要である」。そのためには、「各分野における芸術の専門家においてその評価を行うことが不可欠であり、また、芸術団体等が時に社会の無理解や政治的な圧力等によってその自由な表現活動を妨げられることがあったという歴史的経緯に鑑みると、 Y_1 が上記目的の下に助成事業を行うに当たっても、芸術団体等の自主性について配慮するとともに、各分野における芸術の専門家が行った評価についてはこれを尊重することが求められるものと解される」。

(2) 「振興会法は、 Y_1 の助成事業における助成金の交付の要件や手続について Y_2 による合理的な裁量に委ねているところ、 Y_2 は、本件要綱を定めるに当たり、同法の趣旨を踏まえ、交付内定に当たって基金運営委員会の議を経るものとし、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重するための定めや仕組みを設けているのであるから、 Y_2 が内定者の交付申請に対して行う交付又は不交付の判断も、このような本件要綱の定めや仕組みを踏まえたものでなければならない」。

2 公益性の要件と裁量審査の判断枠組み

(1) 「本件処分当時の本件要綱には、本件で Y_1 が主張する公益性については交付内定の取消事由として規定されて」いなかったが、「取消事由として規定されていない事由を考慮して交付内定の取消し又は不交付決定を行うことが一切許されないものとは解し難く、また、文化芸術振興費補助金という公金を財源とする助成事業の性質上、公益性の観点から交付決定が不相当である場合について交付決定を行うことは助成の適正性の観点から相当でない」。

(2) 「もっとも、公益性は多義的な概念である上、具体的にどのような場合であれば公益性に反するのかの判断も個別の事案や価値観等によって分かれ得ることから、 Y_2 が内定者に対し公益性を理由に交付内定の取消し又は不交付決定をすることは、その運用次第では、特定の芸術団体等に不当な不利益を与え、あるいはその自主性を損ない、ひいては芸術団体等による自由な表現活動の

妨げをもたらすおそれをはらむものであることを否定することができない」。

(3) そこで、「交付内定の取消し又は不交付決定の根拠とされた公益の内容、当該芸術団体等に対し助成金を交付することにより当該公益が害される態様・程度、交付内定の取消し又は不交付決定により当該芸術団体等に生じる不利益の内容・程度等の諸事情を総合的に考慮して、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組みを踏まえてもなお助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があるか否かを検討するべきである」。

3 本件処分の適法性についての検討

(1) 「本件助成金は映画製作主体であるXに交付されるものであって、本件映画の出演者に交付されるものではなく、「本件助成金の交付によって本件出演者が経済的利得を得るものと評価することもできない」。観客等に「誤ったメッセージを Y_1 が発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まるおそれがあるとは、にわかには認め難い」。

(2) もっとも、「出演者がその映画の『顔』として受け止められ、このことから観客等にとって本件助成金の交付を受ける映画製作主体の利益と当該出演者の利益との混同を招くおそれがある」としても、「混同のおそれの有無やその程度は、当該出演者が当該映画において演じている役のいかんによって異なる」のであり、本件映画の本件出演者の場合、「観客等に本件映画の『顔』として受け止められるとはいえず、本件助成金の交付を受ける映画製作主体であるXの利益と本件出演者の利益との混同が生じるおそれが高いものであったと認めることはできない」。

(3) 「本件映画の製作に係る予算額全体〔7816万8000円〕のうち本件助成金が占める割合は小さいものとはいえない」。本件処分を受けたことにより、製作費等の支払いのために「急遽、新たな資金調達が必要が生じたものであって、これにより映画製作事業の実施に及ぼされた影響も小さいものとはいえない」。「本件処分は、Xが本件出演者の出演場面について再撮影等を行わないことを前提にされたものである」が、「Xが本件助成金を受けるために、その意に沿わない再撮影等を行わなければならないこととなれば、振興会法

の趣旨から要請される芸術団体等の自主性が損なわれることとなりかねない」。本件処分が「本件出演者の本件映画への出演を問題とするものである以上、かかる問題を回避して本件助成金を受けるためには、再撮影等を実施することが不可欠であったのであり、再撮影等は映画表現の重要な要素の選択に関わるものであるから、本件処分により、映画表現の重要な要素の選択に関する自主性の確保に影響が生じることは否定できない」。

4 結論

「本件においては、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組みを踏まえてもなお本件助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があるということではできないから、Y₂が本件内定を受けたXに対し本件助成金を交付しないこととした本件処分は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たり、違法である」。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、広範な裁量が認められるのが原則である補助金行政の領域において¹⁾、専門的判断を経た交付内定後においては、原則として相当の理由がない限りその判断を尊重しなければならないことを示した画期的な判決である。また本判決は、出演者の不祥事を理由に、映画の公開中止や撮り直しなどが行われることが少なくない風潮に対しても、一定のインパクトを与えるものである。以下、主に憲法学の立場からコメントする²⁾。

二 芸術団体の自主性の尊重と専門的知見に基づく判断の尊重

本判決は、振興会法及び本件要綱の定めや仕組みが、芸術団体の自主性への配慮と、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断の尊重（以下、「配慮と尊重」）を求めていること（判決の判旨1(1)(2)）を理由に、Y₂の裁量を限定している（判決の要旨2(3)）。振興会法及び本件要綱が「配慮と尊重」を求めたのは、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨」

（同法前文）とする文化芸術基本法が関係する（同法2条1項、2項等も参照）。「基本法という形式の法律の特色といたしまして、国政における重要な分野につきまして他の個別法律の解釈、運用に当たっての指針を示すといった役割を……有しておりますことは明らか³⁾」だからである。そして、文化芸術基本法がそのような立場を採っているのは、究極的には、憲法21条1項が関係しているといつてよい⁴⁾。そうだからこそ、X側は、「本件処分の適法性の判断枠組み」を示す際に、まず、憲法が保障する表現の自由と文化芸術基本法から論じていたのである。

もとより、文化芸術基本法そして憲法に言及しなければ事案が解決できないというわけではない。しかし、憲法学の立場からは、本判決が憲法→文化芸術基本法→振興会法→本件要綱という関係から「配慮と尊重」を位置づけることで、これを損なわせるかたちでの振興会法及び本件要綱等の改正に歯止めをかける論理⁵⁾を示してもよかつたのではないかと、とも思われるのである⁶⁾。

三 公益性を理由とした不交付決定

本判決は、本件要綱に具体的な定めがなくとも、「公益性」を理由とした交付内定の取消しも不交付決定も認められるとして、その理由に「助成の適正性の観点」を挙げている（判決の要旨2(1)）。この観点は、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか」等に基づいて補助金交付すべきであると定める補助金適正化法6条1項（同法1条も参照）から導き出されていると解されるが⁷⁾、そうすると「公益性」要件は、およそ補助金適正化法の適用を受けるすべての助成事業に用いられ得る基準ということになる⁸⁾。

四 裁量審査の判断枠組み

そこで重要な問題となるのは、「公益性」の中はいったい何か、である。

この点について同判決は、「公益性」の多義性を指摘し、その運用次第で芸術団体の自主性が損なわれるなど、表現活動の妨げがもたらされるといふ懸念を示している（判決の判旨2(2)）。そこで、この懸念を踏まえて、不交付決定の裁量審査に際して、公益性の内容等の「諸事情を総合的に考慮して」、「交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の

定めや仕組みを踏まえてもなお助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があるか否かを検討するべきである」という判断枠組みを示している（判決の要旨2(3)）。

この論旨の運び方や、「踏まえてもなお」という表現などに鑑みると、本判決は、本件における公益性は、芸術的観点とは別の観点でなければならないと考えていると解される。そして判決は、「薬物乱用の防止」という公益を理由とした不交付決定があり得ることを否定しておらず、この点で、「Y₂が考慮すべき公益の内容は文化芸術の向上についての国民の一般的利益」であり、「違法薬物……の取締りや予防といった警察作用・目的はY₂が考慮すべき事項とは解され」ないとのX側の主張とは異なる認識を示している。

五 本件処分の適法性

本件処分の適法性の検討は、裁量審査の判断枠組みにおいて示された視点——判決の要旨3(1)(2)は、「公益の内容、当該芸術団体等に対し助成金を交付することにより当該公益が害される態様・程度」を、判決の判旨3(3)は、「交付内定の取消し又は不交付決定により当該芸術団体等に生じる不利益の内容・程度」——に沿って行われている。以下、各々について簡単にコメントする。

第1に、本判決は、「薬物乱用の防止」という公益が本件助成金交付によって害されるという因果関係を一般論として否定しつつ、不祥事を起こした出演者が映画の「顔」であった場合には、観客等が、映画製作主体が助成金を受けると、当該出演者が利益を受けるとを「混同」するおそれがあり、この「混同」によって公益が害されることを否定していない。「出演者の不祥事と作品は別」という論理が貫徹しきれていない部分であるが、「社会の無理解」（判決の要旨1(1)）による自由な表現活動への妨げを懸念していることと、「混同」という「誤解」によって公益が害されることを認めることとの整合性は、踏み込んだ検証を要しよう。

第2に、本判決は、Xの不利益を、経済的側面と自主性確保の側面から検討しているが、後者について、映画の配役は「それ自体が映画表現の重要な要素」であり、再編集や再撮影を行うか否かは、「映画製作主体が自ら判断すべき事柄」であると、し、「意に沿わない再撮影等を行わなけれ

ばならない」となると、芸術団体等の自主性が損なわれ得るとしたことは重要である。他方、両側面の相互関係については言及しておらず、並列的な検討となっているが、上記の判例の解説二の見地からは、後者の自主性確保の側面に比重が置かれるべきであることが明示されて然るべきであったようにも思われる⁹⁾。

●——注

- 1) 堀澤明生「補助金行政法の宿痾」法セ786号(2020年)48頁以下などを参照。
- 2) この評釈は、「芸術に付度は無用? 『宮本から君へ』判決の『エール』」朝日新聞2021年6月25日に掲載された筆者のコメントを敷衍したものである。
- 3) 第165国会・参議院教育基本法に関する委員会会議録9号(平成18年12月7日)46頁[宮崎礼壹内閣法制局長官発言]。
- 4) 河村建夫=伊藤信太郎編『文化芸術基本法の成立と文化政策——真の文化芸術立国に向けて』(水曜社、2018年)30~31頁、91~92頁を参照。
- 5) この点に関連して、横大道聡「表現の自由の現代的論点——〈表現の場〉の〈設定ルール〉について」法セ786号(2020年)24頁以下も参照。
- 6) 本判決後の6月22日、萩生田光一文部科学大臣は「出演者に何かトラブルがあったときに、どういうときに、例えば上映が望ましくないとか、公的支出が望ましくないかっていうガイドライン」の作成を指示してきたと述べたが[https://www.mext.go.jp/b_menu/dajjin/detail/mext_00172.html](2021年8月3日閲覧)、今後、振興会法や本件要綱の改正に向かう可能性もある。その場合、それを規整・規律する理念が必要であり、それを提供するものは文化芸術基本法であり憲法である。
- 7) なお、前田務『補助金等適正化法講義(大蔵財務協会、2020年)66~67頁、小滝敏之『補助金適正化法解説——補助金行政の法理と実務[全訂新版(増補版)]』(全国会計職員協会、2013年)126頁などは、同法6条1項の「適正」は、補助事業の経済的効率性の見地からの適正性の審査だとしている。被告側が公益性の観点を独立行政法人通則法から根拠付けようと試みたのは、この理解を前提に、同条項の別の部分の「補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか」に着目したからだろう。
- 8) Y₂は、本件処分後で本件訴訟が提起される前の令和元年9月27日に本件要綱を改正し、「公益性の観点から助成金の交付決定が不適当と認められる」場合に交付内定及び交付決定の取消しができることとしたが(要綱8条3項4号、17条1項6号)、この規定がなくても、公益性の観点からの判断は可能ということである。
- 9) 令和3年7月2日、Y₁は、判決を不服として控訴した。